20110421【改訂版】

医学部試験監督マニュアル

まず試験問題作成にあたっては不正行為が起きにくいような問題作成に努めて下さい。
試験監督者は以下の業務を行い、試験中不正行為のないよう監督を行ってください。

【試験実施にあたって】

１．試験会場では、筆記用具のみ机上に置かせる。（ふで箱も不可）特に、携行を許可する物がある場合は、掲示等で事前に明示する。

２．事前に試験会場を確認し、試験実施にふさわしい状態かを確認する。（不要物がないか、清掃がされているか。）

【試験監督】

可能であれば、複数名配置する（2 名以上が望ましい）。

【試験開始前】試験開始 15 分前～

１．教室内に不要な荷物がないか確認する。
机の中の荷物、机上の落書き　等がないか併せて確認する。

２．本人確認
受験生を着席させ、学生証を机上に提示させる。

３．持ち物の確認
持ち込みを許可されている持ち物を確認する。
（不要物がある場合は、試験開始まで時間があればロッカー等に片付けさせる。時間がない場合は、試験終了まで監督が預かる。厳重注意する。）
花粉症などのためティッシュ、鼻炎スプレーなどが必要な場合は、申し出があれば許可してもよい。

４．注意事項の読み上げ
試験監督は、開始前に以下の注意事項を必ず読み上げること。

■不正行為について

医学部履修規程第 23 条により不正行為を行った者はその学年で当該科目およびすでに履修を終えた科目が全て無効となるため、留年となります。また、再犯や、悪質な場合は**名古屋市立大学学則第 66 条に基づく学長による懲戒処分**（戒告、停学及び退学）となることがあります。

■途中退室について

試験開始後 30 分経過したら、退室を認めます。但し一度退室したら、再入室できません。

それでは、試験を開始しますので、自席と周りの席の机の中に何も入っていない状態にしてください。プリント等が入っていたら、監督者に渡してください。

机の上には、筆記用具と持ち込みを許可されたもののみを出し、ふで箱もかばんにしまってください。携帯電話、その他の電子機器は電源を切ってかばんにしまってください。試験中に作動したり、使用を疑われる行為が見つかった場合は、不正行為とみなされます。

【遅刻者について】

原則認めない。交通機関の遅れなど正当な理由が示せる者については、試験監督の判断で 30 分までは入場可とする。試験開始後 30 分以降は理由の如何に関わらず入場を認めない。

【試験中】

１．会場巡視

試験中は会場を巡回し、不正行為が行われていないか監視するとととともに、学生証と出席簿で本人確認を行う。

２．お手洗いを申し出た場合

原則認めない。（状況に応じて試験監督の判断でご対応下さい。）

３．体調不良を訴えた場合

途中棄権を訴えた場合、理由を説明させ、やむを得ないと判断した場合は、医師の診断書を添えた試験欠席届を提出すれば「追試験」を受験できる旨を説明し、帰宅させる。自席での休憩ですむ場合は、休憩させる。但し、試験時間は延長しない。

【早期退室（30 分経過後）】

試験監督の判断により試験時間終了前の退室を可とすることができる。

但し、多数の早期退室者がある場合は答案を机の上に伏せて静かに退室させるなど、受験中の学生に配慮し、混乱をさけるようにすること。

【その他】

試験監督は監督業務に専念し、その他の業務を行わないこと。

【不正行為があった場合】

１．不正行為を発見した場合は、直ちに受験を中止させ、答案及び不正行為の証拠を回収する。

２．試験監督は試験終了後、医学部事務室　教務担当に連絡する。

３．試験終了後、該当学生に対し、担当教員と医学部事務室　教務担当で事実確認を行う。

４．担当教員は学生委員会に報告書を提出する。以降の対応は学生委員会が行う。

【不正行為とみなされる行為】

- **カンニング**（カンニングペーパー等を所持、**又は見ること、持込みが許可されていないテキスト等を見ること、他の受験者の答案等を見ること、他の人から答えを教わることなど**）**をすること。**
- 他の受験者に答案を見せたり、答を教えた者。
- 携帯電話、電子機器を使用した者。
- 机やその周辺に無許可の物を置いている者。**またそれらの用具を使用して問題を解くこと。**
- **試験開始の指示の前に問題を見たり解答を始めること。**
- **試験終了の指示に従わず、解答を続けること。**
- 無許可で離席や退室を行った者。
- 他の受験者の迷惑となる行為を行った者。
- 試験監督者などの指示に従わなかった者。
- その他、一般的に不自然な受験態度と判断された者。
- **その他、試験の公平性を損なう行為をすること。**